

公 示 日：2023年9月27日（水）

調達管理番号：23a00638

国 名：アルジェリア

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名：アルジェリア国零細漁業の共同管理促進アドバイザー業務

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：零細漁業の共同管理促進アドバイザー業務
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2023年11月上旬から2025年12月下旬
- （2）業務人月：現地 6.00、国内 1.75、合計 7.75
- （3）業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 30日、国内整理3日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理3日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理3日
- ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理3日
- ・ 第5次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理3日
- ・ 第6次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

- （4）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上

限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の１８％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後 13 ヲ月以降）：契約金額の 18％を限度とする。
- ３）第３回（契約締結後 25 ヲ月以降）：契約金額の 4％を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：１部
 - （２）見積書提出部数：１部
 - （３）提出期限：2023年10月11日（水）（12時まで）
 - （４）提出方法：電子データのみ
- 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年10月20日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
 （<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	小規模漁業開発及び水産資源管理
対象国及び類似地域	アルジェリア及び全途上国
語学の種類	仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

アルジェリアは 2,148km の海岸線を有し、そこには多数の港と漁場が存在し、水産業は開発の可能性を秘めた産業の一つである。

2000 年から 2009 年の間、同国の平均漁獲量は約 133,000 トンを記録したが、その後、漁獲競争や水産物の過剰搾取、海洋環境の悪化に伴い、水産資源が減少し、2010 年から 2021 年にかけて平均漁獲量は約 86,000 トンに低下していることから、持続可能な漁業管理措置に基づく、水産資源の有効利用を行う必要がある。

アルジェリア政府が策定した漁業養殖セクター計画（2015～2025 年）では、(1) 生物資源の回復、(2) 脆弱な生態系の保護、(3) 零細漁民支援の 3 点を優先事項に

掲げ、中でも(3) 零細漁民支援を重要視しており、具体的な方針として①漁業組合の設立と管理計画の策定、②零細漁民による参加型の水産資源管理の推進、③統計データ等を活用した人工魚礁の設置による漁場の再生、④漁民の能力向上が掲げられている。

また、2020年2月に発表された政府行動計画では、2024年までの漁業セクター方針を以下のとおり定めている。

- (1) 大規模養殖の促進・支援措置の実施（海面養殖、陸上養殖）
- (2) 漁業の持続的管理と漁業・養殖の社会経済的環境の改善
- (3) 水産物・養殖製品加工および中小企業設立支援・投資促進
- (4) 沖合漁業船受け入れのための港湾施設改良

なお、本件は零細漁業者を対象に水産資源の持続的利用を推進し、水産開発を振興することから、漁業セクター方針（2）と合致するものである。

公的機関と漁業者が資源の管理責任を共同で担い、公的規制と自主的取組の双方を組み合わせることで資源管理を実施することを共同管理といい、我が国の共同管理は長年にわたって機能してきた例の1つとして、国際的にも高い評価を受けており、アルジェリアに対する零細漁民支援への協力としては、この共同管理が有効と考えられており、JICAは2016年には漁業政策アドバイザーの派遣を通じて、共同管理をベースとした行動計画の作成を支援するとともに、2021年から2年間の予定で行動計画を実行段階に移すことを目的に国別研修「参加型アプローチを通じた零細漁業の共同管理」を行い、沿岸漁業の共同管理事例として、異なる関係機関の役割・相互連携、管理体制、普及／合意形成プロセス、監視・モニタリング、各種先進事例・課題、人工魚礁による漁場造成、水産物付加価値化の各種取り組みを基に、アルジェリアにおける参加型アプローチを通じた零細漁業の共同管理にかかる能力強化に努めた。

このような背景から、アルジェリア政府から我が国に対し、零細漁業の共同管理を効果的に推進し、沿岸漁業及び零細漁業の利害関係者の能力と理解を一層発展させ、共同管理の促進と実施体制の構築を図るための本個別専門家による支援が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、カウンターパート機関である漁業・漁業生産省関係者および零細漁民組織のメンバーと共に零細漁業の共同管理を促進するための政策と法的枠組みに関する能力の強化を図り、零細漁業管理の指導者人材の育成に取り組み、実証事業を通じて共同資源管理の実効性を検証・確認する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第1次国内準備期間(2023年11月上旬)

- ① これまで日本が実施してきた協力(特に、「漁業政策アドバイザー専門家(2016年)」及び国別研修「参加型アプローチを通じた零細漁業の共同管理(2021年~2023年)」の活動)の内容並びにアルジェリア国漁業養殖セクター計画(2015~2025年)に基づき、同国の零細漁業支援体制とそれを取り巻く現状と課題やニーズを分析する。
- ② JICA 経済開発部及びチュニジア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン(仏文)を作成しJICA 経済開発部による確認の後提出する。併せて、チュニジア事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間(2023年11月中旬~2023年12月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA チュニジア事務所、漁業・漁業生産省関連部局やプロジェクトサイトの各地方/県(アルジェ県、オラン県、ティジウズ県、スキクダ県)漁業・養殖局(C/P 機関)にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。
- ② C/P 機関、各プロジェクトサイトでの行政及び零細漁業の指導者人材及び零細漁業関係者からアルジェリアにおける沿岸域での零細漁業活動及び共同管理に関する情報収集、ヒアリングを行い、これに関する政策や法的枠組み及びその実施状況を把握する。
- ③ 零細漁業の共同管理策定に必要な以下の内容を C/P 機関、指導者人材、零細漁業代表者と共に調査・検討する。
 - ア) 現行の零細漁業者組織の役割と機能(特に共同漁業管理の実施能力)について把握・確認する。
 - イ) 規制されていない漁業活動(レジャー漁業者等)の実態と管理強化の方策について調査する。
 - ウ) 零細漁業の共同管理の推進に資する沿岸域での代替的経済活動(ブルーエコノミー活動)の推進(案)について検討する。
 - エ) 漁業制限区域の創設支援について検討する。
 - オ) 零細漁業の共同管理における参画型手法について検討する。
 - カ) 零細漁業の共同管理の推進における人工魚礁の活用効果とその持続可能な管理手法を調査する。
- ④ 上記②及び③の活動を行いつつ実証事業の活動計画(案)の策定を行う。
- ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(仏文)を C/P 機関に提出し、

報告する。

⑥ JICA チュニジア事務所に第1次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理期間（2023年12月下旬）

第1次現地業務結果報告書（和文・仏文）をJICA 経済開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間（2024年3月下旬）

第2次現地業務の内容について電話会議等によりアルジェリア側と調整の上、ワークプラン（和文、仏文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、チュニジア事務所にもデータを送付する。

国別研修「参加型アプローチを通じた零細漁業の共同管理」の在外補完研修（2024年1月）で策定される上記4県ごとのアクションプランについて、必要に応じて見直しを行い、零細漁業の共同管理の実施に向け、第1次現地調査で策定した実証事業の活動計画（案）を修正のうえ、同施行サイト（案）も決定する。

(5) 第2次現地業務期間（2024年4月上旬～2024年5月上旬）

① 現地業務開始時に、JICA チュニジア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。

② 第1次現地業務及び第2次国内準備において設定した実証事業の活動計画（案）を踏まえ、以下のプロセスにより、零細漁業の共同管理（案）作成を支援する。

ア) 指導者人材が零細漁業者向けの研修が指導できるようワークショップを実施する。

イ) 国別研修で策定されるアクションプランに基づき、C/P 機関、指導者人材、零細漁業関係者に対し、実証事業の活動計画（案）及び施行サイト（案）を説明し合意を得る。また、実証事業の活動計画（案）はC/P 機関、指導者人材、零細漁業関係者が、同事業について自主的に取り組める内容とする。

ウ) 第1次現地業務③の調査結果並びに日本の漁業協同組合の優良事例を参考に、C/P 機関、指導者人材、零細漁業代表者と零細漁業の共同管理（案）の検討を行う。

③現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（仏文）を C/P 機関に提出し、報告する。

④JICA チュニジア事務所に第 2 次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（6）第 2 次国内整理期間（2024 年 5 月中旬）

第 2 次現地業務結果報告書（和文・仏文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

（7）第 3 次国内準備期間（2024 年 8 月下旬）

第 3 次現地業務の内容について電話会議等によりアルジェリア側と調整の上、ワークプラン（仏文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、JICA チュニジア事務所にもデータを送付する。

（8）第 3 次現地業務期間（2024 年 9 月上旬～10 月上旬）

①現地業務開始時に、JICA チュニジア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。

②第 2 次現地業務②のイ）で策定した実証事業の活動計画（案）を踏まえ、以下の取組を行う。

ア）指導者人材の活動内容に基づき、指導内容について助言・指導する。

イ）第 2 次現地業務後の 2024 年 5 月から 8 月に C/P 機関、零細漁業関係者により自主的に実施された実証事業（案）の試行サイトにおける零細漁業組織の機能強化及び零細漁業関係者の能力強化への取り組みについて、指導者人材とともに課題と改善点を踏まえこの実効性を検討し、実証事業活動計画（案）を修正する。

ウ）零細漁業の共同管理（案）の取り纏めを支援する。

③現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（仏文）を C/P 機関に提出し、報告する。

④JICA チュニジア事務所に第 3 次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（9）第 3 次国内整理期間（2024 年 10 月中旬）

第 3 次現地業務結果報告書（和文・仏文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(10) 第4次国内準備期間(2025年1月下旬)

第4次現地業務の内容について電話会議等によりアルジェリア側と調整の上、ワークプラン(仏文)及び零細漁業の共同管理案(和文・仏文)を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、JICAチュニジア事務所にもデータを送付する。

(11) 第4次現地業務期間(2025年2月上旬～2025年3月上旬)

① 現地業務開始時に、JICAチュニジア事務所、C/P機関にワークプラン及び零細漁業の共同管理(案)を提出し、業務計画の説明を行う。

② 第3次現地業務で修正した実証事業の活動計画(案)の内容を踏まえ、以下の取組を行う。

ア) 零細漁業の共同管理(案)について、C/P機関、指導者人材及び零細漁業関係者向けセミナーを開催し、同(案)へのフィードバックを図る。

イ) 指導者人材の活動内容に基づき、指導内容について助言・指導する。

ウ) 第3次現地業務後の2024年10月から2025年1月にC/P機関、零細漁業関係者により自主的に実施された実証事業(案)の施行サイトにおける零細漁業組織の機能強化及び零細漁業関係者の能力強化への取り組みについて、指導者人材とともに課題と改善点を踏まえこの実効性を検討し、実証事業活動計画(案)を修正する。

③ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書(仏文)をC/P機関に提出し、報告する。

④ JICAチュニジア事務所に第4次現地業務結果報告書(和文・仏文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(12) 第4次国内整理期間(2025年3月中旬)

第4次現地業務結果報告書(和文・仏文)をJICA経済開発部に提出し、報告する。

(13) 第5次国内準備期間(2025年6月中旬)

第5次現地業務の内容について電話会議等によりアルジェリア側と調整の上、ワークプラン及び零細漁業の共同管理(案)を作成、経済開発部による確認の上、提出する。併せて、チュニジア事務所にもデータを送付する。

(14) 第5次現地業務期間(2025年6月下旬～2025年7月上旬)

- ①現地業務開始時に、JICA チュニジア事務所、C/P 機関にワークプラン及び零細漁業の共同管理（案）を提出し、業務計画の説明を行う。
- ②第4次現地業務で修正した実証事業の活動計画（案）の内容を踏まえ、以下の取組を行う。
 - ア） 零細漁業の共同管理（案）について、C/P 機関、指導者人材及び零細漁業関係者向けセミナーを開催し、同（案）へのフィードバックを図る。
 - イ） 指導者人材の活動内容に基づき、指導内容について助言・指導する。
 - ウ） 第4次現地業務後の2025年4月から6月にC/P 機関、零細漁業関係者により自主的に実施された実証事業（案）の試行サイトにおける零細漁業組織の機能強化及び零細漁業関係者の能力強化への取り組みについて、指導者人材とともに実証事業活動を取り纏める。
- ③ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（仏文）をC/P 機関に提出し、報告する。
- ④ JICA チュニジア事務所に第5次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（15）第5次国内整理期間（2025年7月中旬）

第5次現地業務結果報告書（和文・仏文）をJICA 経済開発部に提出し、報告する。

（16）第6次国内準備期間（2025年10月下旬）

第6次現地業務の内容について電話会議等によりアルジェリア側と調整の上、ワークプラン（仏文）及び零細漁業の共同管理案（和文・仏文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、JICA チュニジア事務所にもデータを送付する。

（17）第6次現地業務期間（2025年11月上旬～2025年12月上旬）

- ①C/P 機関、指導者人材及び零細漁業代表者とともに、実証事業を踏まえた零細漁業共同管理のグッドプラクティスに関する技術やケーススタディを取り纏めたセミナーを開催し、アルジェリア零細漁業の共同管理の最終化を行う。
- ②現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（仏文）及び零細漁業の共同管理案（仏文）をC/P 機関に提出し、報告する。

③JICA チュニジア事務所に第6次現地業務結果報告書（仏文）及び零細漁業の共同管理案（仏文）を提出し、報告する。

（18）第6次国内整理期間（2025年12月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）をJICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

仏文3部（JICA 経済開発部、JICA チュニジア事務所、C/P 機関へ各1部）

（2） 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び仏文。提出部数は以下のとおり。

仏文3部（JICA 経済開発部、JICA チュニジア事務所、C/P 機関へ各1部）

和文2部（JICA 経済開発部、JICA チュニジア事務所へ各1部）

ただし、第6次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第6次現地業務結果報告書（仏文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・アルジェリア零細漁業の共同管理促進に関する提言

（3） 専門家業務完了報告書（和文3部）

2025年12月22日(月)までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務完了報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びチュニジア事務所に提出し、報告する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドバイ⇄アルジェを標準とします。

(2) 一般業務費

本件業務は、JICA 拠点が存在しないアルジェリアでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

・ 通訳/調査補助員：	4, 500千円
・ レンタカー代（業務用（通勤は除く））：	3, 600千円
・ 会場借り上げ費（ワークショップ開催）：	600千円
・ 国内交通費（航空賃）：	2, 400千円
・ 雑費（作成資料印刷費、携帯電話通信費）：	180千円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務期間開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：漁業・漁業生産省内における執務スペース提

供（ネット環境完備予定）

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書
 - ・ アルジェリア案件概要表
 - ・ アルジェリア国別研修「参加型アプローチを通じた零細漁業の共同管理」業務報告書

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等

について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上